

# 長期履修制度について（留意事項）

## 1. 長期履修制度について

長期履修制度とは、長期履修の申請をすることができる者が、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望するとき、審査のうえ在学年限の変更（延長）及び年間納付授業料額の変更を研究科長が許可する制度である。

※「長期履修の申請をすることができる者」とは、留学生(留学ビザ取得(見込み)者)以外の「後期課程編入学予定者」又は「博士課程前期課程から後期課程への進学予定者」のうち、次の

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) その他神戸大学大学院国際協力研究科長が相当と認めた者

※「標準修業年限」とは、博士課程後期課程は3年である。

※「標準修業年限を超えて一定の期間」とは、博士課程後期課程は3年以内である。

※ 以下、「学期」とは次の期間を指す（神戸大学教学規則第8条）。

- 前期 4月1日から9月30日  
後期 10月1日から3月31日

○通常の学生の在学年限（休学可能期間（後期課程は3年）は含まない。）

$$\boxed{\text{通常の学生の在学年限}} = \boxed{\text{標準修業年限}} \times 2$$

○長期履修期間（＝長期在学期間）

$$\boxed{\text{長期履修期間}} = \boxed{\text{標準修業年限}} + \boxed{\text{標準修業年限を超えて一定の期間}}$$

## 2. 長期履修制度に関する手続き等について

長期履修制度に関する手続き等は以下のとおりである。

- (1) 指導予定教員と履修計画及び研究計画について相談する。
- (2) 以下の書類を、指導予定教員を通じ別途指定する日までに国際協力研究科に提出する。
  - ①長期履修申請書（別記様式第1号：別添）
  - ②「長期履修の申請をすることができる者」に該当することを証明できる書類
- (3) 長期履修申請の審査・決定  
国際協力研究科では、申請の内容について審査のうえ長期履修を許可することがある。
- (4) 長期履修申請審査結果通知書の送付
- (5) 入学・進学手続
- (6) 入学・進学
- (7) 長期履修学生として在学

※「長期履修の申請をすることができる者」に該当することを証明できる書類」とは、勤務先の在職証明書でなくとも、例えば、「身分証明書」や「健康保険証等の写し」でもよい。

## 3. 承認された履修期間の変更(短縮)の申請等

承認された履修期間の変更（短縮）を必要とするときの手続き等は以下のとおりである。

履修期間の変更（延長）は認められない。

(1) 指導教員と長期履修期間変更した場合の履修計画及び研究計画について相談する。

(2) 以下の書類を、指導教員を通じ以下の期日までに国際協力研究科に提出する。

① 長期履修期間変更申請書（別記様式第2号：別添）

※ 以下の期日とは、前期（4月）から変更後の履修期間の開始を希望する場合は2月10日（休日の場合は次の業務日）を、後期（10月）から変更後の履修期間の開始を希望する場合は8月10日（休日の場合は次の業務日）を指す。

(3) 長期履修期間変更申請の審査・決定

国際協力研究科では、変更（短縮）申請の内容について審査のうえ、許可することがある。

(4) 長期履修期間変更申請審査結果通知書の送付

(5) 変更（短縮）申請が許可された場合は、授業料の差額を変更後の履修期間が開始される学期中に納付すること。（納付期日は、必ず事前に国際協力研究科に確認すること。）

※ 授業料の差額については、「4. 納付すべき授業料について」によるものとする。

#### 4. 納付すべき授業料について

(1) 長期履修学生の授業料の年額は、「神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程に規定する授業料の年額」に、「標準修業年限に相当する年数」を乗じて得た額を「長期履修期間の年数」で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。（神戸大学教学規則第84条）（**参考**）◆ケース2 参照）

$$\boxed{\text{長期履修学生の授業料の年額}} = \boxed{\text{規程に規定する授業料の年額(円)}} \times \boxed{\text{標準修業年限(年)}} \div \boxed{\text{長期履修期間(年)}}$$

(2) 長期履修学生の長期履修期間の変更（短縮）が許可された場合には、「新たな長期履修期間に応じて4.(1)により再計算した長期履修学生の授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額」から、「変更(短縮)前の長期履修期間に応じた授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額」を控除した「差額」を、変更（短縮）が開始された学期中に納付すること。

新たな長期履修期間に応じて算出した授業料の額は、変更（短縮）が開始される学期から適用する。（**参考**）◆ケース3 参照）

$$\boxed{\text{差額}} = \boxed{\text{新たな長期履修期間に応じて4.(1)により再計算した長期履修学生の授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額}} - \boxed{\text{変更(短縮)前の長期履修期間に応じた授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額}}$$

(3) 長期履修期間を超えて在学する場合の授業料は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程に規定する授業料の年額とする。

(4) 授業料の年額の算出に当たっては下記（参考）を参照するほか、詳細については国際協力研究科教務係に照会すること。

5. その他長期履修に関し不明な点があるときは、国際協力研究科教務係に照会すること。

**(参 考) 在学中に納付する授業料**

◆ケース1

通常（博士課程後期課程の編入学者が標準修業年限の3年間で修了する場合）

D 1	D 2	D 3 修了	合計
535,800	535,800	535,800	1,607,400

◆ケース2

長期履修学生（博士課程後期課程の編入学者が、6年間の長期履修を許可された場合）

6年 間	D 1	D 2	D 3	D 4	D 5	D 6 修了	合計
	535,800 円 × 3 年 ÷ 6 年 = 267,900 円						
	267,900	267,900	267,900	267,900	267,900	267,900	1,607,400

◆ケース3

長期履修学生（博士課程後期課程の編入学者が、6年間の長期履修を許可され編入学後4年間在学し、D5前期から5年間の長期履修に変更（短縮）申請し適用された場合）

〈考え方〉6年間の長期履修予定であったが、D1～D4の4年間については、予定より研究時間の確保ができたため、6年間ではなく5年間で修了できる見込みとなった。

そのため、

「5年間の長期履修期間として再計算した授業料の年額の4年間(D1～D4)分の授業料」から、「変更(短縮)前の長期履修期間の授業料の年額の4年間(D1～D4)分の授業料」を引いた「差額」を、D5前期の学期中に納付する。

D5については「5年間の長期履修として再計算した授業料の年額」を納入し、修了する。

6年 間	D 1	D 2	D 3	D 4	D 5	D 6 修了	合計	
	535,800 円 × 3 年 ÷ 6 年 = 267,900 円							
	267,900	267,900	267,900	267,900	267,900	267,900	1,607,400	
	「変更(短縮)前の長期履修期間の授業料の年額の4年間(D1～D4)分の授業料」 267,900 × 4 = 1,071,600 円 (a)							
5年 間 ↓	535,800 × 3 年 ÷ 5 年 = 321,480 円							合計
	321,480	321,480	321,480	321,480	321,480		1,607,400	
	「5年間の長期履修期間として再計算した授業料の年額の4年間(D1～D4)分の授業料」 321,480 × 4 = 1,285,920 円 (b)							
	「差額」= (b) - (a) = 1,285,920 円 - 1,071,600 円 = 214,320 円							
5年 間	D 1	D 2	D 3	D 4	D 5 修了		合計	
	267,900	267,900	267,900	267,900	321,480		1,607,400	
					D5前期に 納入 214,320			
	1,071,600				535,800			

(注) 修了までに納入すべき授業料の総額は同額である。